

遺伝子改変生物に関する規制の概要図

EU

植物	動物	微生物
意図的環境放出に関する指令 (90/220/EEC) (2001/18/EC) 環境放出利用、上市(食品、食品添加物、医薬品(人及び動物)を除く)		閉鎖系利用にかかる指令 (90/219/EEC)
新食品・添加物に関する規則 (258/97) 食品・食品添加物の上市		
人・動物医薬品の認可と監督に関する規則 ((EEC)2309/93) 人・動物用医薬品の上市		

- * 大きく閉鎖系利用と環境放出利用に分けている
- * 研究でも産業利用でも同じ指令が適用される
- * 環境放出に関する指令が上市や輸入もカバーする
- * 食品や医薬品に関する規則が適用される場合は環境放出利用の指令は適用されない

カナダ

植物	動物	魚	微生物
種子法 栽培用植物	動物衛生法 環境放出利用	漁業法 環境放出利用	肥料法 肥料
飼料法 飼料用の輸入植物			病害虫防除製品法 農薬
植物防疫法 食用の輸入植物			動物衛生法 動物用医薬品
	食品医薬品法 食品、医薬品		
	環境保護法 その他		

で着色部分は、個別法に加え、環境保護法に基く影響評価が求められる

- * カナダは新規生物の製造・輸入・環境放出がカナダ環境保護法の対象(研究開発も対象)
- * 用途別規制が製造・輸入・販売の事前届出を規定し、同等の評価を含む場合は環境保護法の下での届出が不要
- * 現在上記に該当する用途別規制は農薬、飼料、肥料、種子、動物薬
- * 研究開発用微生物については、環境保護法の新規物質届出からの免除規定がある
- * 研究開発用生物(微生物以外)は生物、遺伝物質、生物由来の毒物の環境放出が起らない施設での製造・輸入は届出規則から除外